



こども・ひとり親家庭等・重度心身障害者 医療費支給制度について



こども・ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費支給制度とは

医療機関を受診したとき、その保険診療による医療費の自己負担分（ひとり親家庭等医療費支給制度については一部）を支給する制度です。医療費の支給を受けるには、受給資格登録と医療費支給申請が必要となります。登録していない方は、**問**窓口で申請してください。

●こどもの医療費支給制度

対 象	各種健康保険（保護者の扶養）に加入している満 18 歳になる年度末まで
登録時の持ち物	○お子さんの健康保険証、○保護者名義の預金通帳、○印鑑

※学校・保育所・幼稚園内、通学・通園中のケガによる診療の場合、学校等で加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となります。子どもの医療費制度では支給されませんので、受診時にも窓口で受給資格証を掲示しないようにお願いします。

また、第三者行為による疾病に関わる医療費についても、医療費制度の対象となりません。

●ひとり親家庭等医療費支給制度

対 象	母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭
登録時の持ち物	○健康保険証、○受給者名義の預金通帳、○印鑑、○戸籍謄本（抄本）

※児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書の添付により省略できる書類があります。

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

●重度心身障害者医療費支給制度

対 象	○身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級の方 ○療育手帳 ^① 、A、B の方 ○精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（精神病棟への入院費用を除く） ○身体障害者手帳 4 級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳 2 級の方で、すでに埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方
登録時の持ち物	○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ○健康保険証 ○本人名義の預金通帳 ○印鑑 ○所得証明書（令和 2 年 1 月 2 日以降に越生町に転入した方のみ）

※ただし、平成 27 年 1 月 1 日以降に新たに重度心身障害者となった 65 歳以上の方は対象にはなりません。

※平成 31 年 1 月 1 日から所得制限が導入されました

医療費の助成を受ける方の所得が一定以上の場合、医療費の助成は支給停止となりました。所得の審査は毎年 9 月に行います。

所得制限基準額：360 万 4 千円

※給与収入に換算した場合は、およそ 518 万円

※扶養者がいる場合は、扶養人数×38 万円が加算

支給停止期間 1 年間（10 月～9 月）

※平成 30 年 12 月末日までに受給者となっている方は、令和 4 年 9 月までは所得に関わらず、医療費の助成を受けることができます。令和 4 年 10 月から所得制限により支給停止となる場合があります。

■町では、越生・毛呂山町内の指定医療機関において医療費の窓口払いを免除する制度（現物給付）を行っています（ひとり親家庭等医療費支給制度は対象外）

指定医療機関で受診する際は、健康保険証と受給者証を提示すると、医療費の窓口払いがなくなります（保険診療分のみ）。

ただし次の場合は、免除されませんので、発行された領収書とともに従来の方で申請してください。

- ・受給者証や健康保険証を忘れたとき
- ・指定医療機関以外で受診したとき（接骨院や越生・毛呂山町外の医療機関等）
- ・同一医療機関の入院・通院別でひと月の支払いが21,000円を超えるとき（窓口での支払いがなく診療を開始し、同じ月の半ばで21,000円以上となった場合、遡って当月分の医療費全てを窓口にてお支払いいただきます）
- ・長期特定疾病の薬局分

指定医療機関とは

越生町・毛呂山町内で、町と協定を交わした医療機関です。指定医療機関には、右記のステッカーが掲示してありますのでご確認ください。



越生町内の指定医療機関		
石川眼科 TEL 277-2077	はなみず木整形外科 TEL 292-8003	ウェルシア薬局 TEL 277-2752
市川医院 TEL 292-3011	荒井洋充歯科医院 TEL 292-2519	おごせ薬局 TEL 238-4211
越生メディカルクリニック TEL 277-1119	市川歯科医院 TEL 292-2303	中川薬局 越生店 TEL 277-1871
かあいファミリークリニック TEL 299-6222	大河原歯科医院 TEL 277-1182	平塚薬局 越生店 TEL 292-6411
くぼた耳鼻咽喉科クリニック TEL 277-7834	※毛呂山町内の指定医療機関については、ホームページ等でご確認ください。	

■適正受診にご理解とご協力をお願いします

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・ふだんの健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・薬のもらいすぎや飲み合わせに注意しましょう。
- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）は新薬（先発医薬品）と同等の効果が得られ、価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。また、普及促進についてご理解とご協力をお願いします。

※転出などで越生町での受給資格がなくなった場合は、必ず☎へ届出をし、受給者証をお返してください。

※健康保険証の変更、氏名変更、住所変更等、変更が生じた場合は、必ず☎へ届出をお願いします。

○こどもの医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度について

☎子育て支援課 子ども担当 TEL内線162

○重度心身障害者医療費支給制度について

☎健康福祉課 福祉担当 TEL内線113